

調達要求番号：

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書             |        |              |  |
|-----------------------------|--------|--------------|--|
| 物品番号                        |        | 仕 様 書 番 号    |  |
| 高機動車，中距離多目的誘導弾<br>(射撃指揮装置用) |        | GV-D110005G  |  |
|                             | 防衛大臣承認 | 平成22年 1月15日  |  |
|                             | 作 成    | 平成22年 1月15日  |  |
|                             | 変 更    | 令和 3年 8月27日  |  |
|                             | 作成部隊等名 | 補給統制本部 火器車両部 |  |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する高機動車，中距離多目的誘導弾（射撃指揮装置用）（以下，“車両”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，JIS D 0101，JIS D 0102，GW-D011001，GGM-Y610009及びGLT-CG-Z000001による。

1.2.1

空車状態

車両に燃料，潤滑油，冷却水などを全量搭載し，携行工具，附属品及び予備品を取付位置などに収納した状態をいう。ただし，タイヤチェーン，燃料携行缶，洋形おの，ショベル及びバチツルハシは，含まない。

1.2.2

最大積載状態

空車状態の車両に，操縦手1名（80 kg），助手1名（80 kg）及び最大積載質量1300 kgの荷物を均等に積載した状態をいう。

1.2.3

車両

GGM-Y610009の車両部として使用し，中距離多目的誘導弾の契約の相手方に官給する車両をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| JIS D 0101 | 自動車の種類に関する用語            |
| JIS D 0102 | 自動車の用語－自動車の寸法，質量，荷重及び性能 |

b) 仕様書

|                |                  |
|----------------|------------------|
| GGM-Y610009    | 中距離多目的誘導弾        |
| GLT-CG-Z000001 | 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書 |
| GW-D011001     | 高機動車             |

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この車両は、GW-D011001の2.1によるほか、中距離多目的誘導弾の射撃指揮装置用機器の搭載に十分耐え得る構造とし、“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”及びこの仕様書の要求事項に適合しなければならない。

### 2.2 構造・形状・寸法・質量

#### 2.2.1 構造

構造は、次によるほか、2.1及びGW-D011001の2.3.1による。

なお、細部は、承認図面による。

- a) データ専用無線機用架台の取付座を取り付ける。
- b) データ専用無線機用アンテナブラケットをフロントバンパ左側に1個、車両後部右側に1個取り付ける。また、車両後部左側には、アンテナブラケット取付用ねじ穴を設ける。

なお、データ専用無線機用アンテナブラケットを車両後部左側に1個取り付ける場合は、調達要領指定書によって指定する。

- c) 冷房器は、取り付けない構造とする。

#### 2.2.2 形状・寸法

形状及び寸法は、図1を標準とする。

なお、細部は、承認図面による。

#### 2.2.3 質量

質量は、表1を標準とする。

なお、細部は、承認図面による。

表1－質量

|           | 単位 k g  |
|-----------|---------|
| 区分        | 規定      |
| 空車状態の質量   | 2 6 9 0 |
| 最大積載状態の質量 | 4 1 5 0 |

### 2.3 外観・性能

外観及び性能は、GW-D011001の2.4による。

### 2.4 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GW-D011001の2.5による。

なお、細部は、承認図面等による。

### 2.5 製品の表示

製品の表示は、GW-D011001の2.6による。

なお、細部は、承認図面による。

### 2.6 標識・自動車番号標

標識及び自動車番号標は、GW-D011001の2.7による。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

#### 4 出荷条件

出荷条件は、GW-D011001の箇条4による。

#### 5 その他の指示

##### 5.1 全般

その他の指示は、5.2～5.7によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

##### 5.2 納入書類

###### 5.2.1 申請書類

申請書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GW-D011001の5.2.1による。

###### 5.2.2 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、車両1両につき表2による。

表2—添付書類

| 名称                   | 部数 | 注記                        |
|----------------------|----|---------------------------|
| 取扱説明書                | 各1 | GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。 |
| 納入装備品等の契約不適合に関する契約条項 |    | GLT-CG-Z000001の7.4による。    |

###### 5.2.3 提出書類

提出書類は、次による。

- 契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3の書類を提出する。
- 提出要領は、書面を基準とし、電子媒体で提出する際、事前に提出先に確認する。
- 別契約（過年度の契約を含む。）において、表3の書類を提出したことがあり、かつ、書類の内容に変更がない場合は、提出を省略してもよい。ただし、その際、当該書類に代えてその旨を記した提出書類省略願（様式適宜）を提出する。

表3—提出書類

| 番号 | 名称                  | 数量 | 提出先             | 提出時期    | 注記                        |
|----|---------------------|----|-----------------|---------|---------------------------|
| 1  | 取扱説明書               | 1  | 陸上自衛隊<br>補給統制本部 | 納入時     | GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。 |
| 2  | 完成品写真 <sup>a)</sup> | 1組 | 火器車両部           | 完成検査合格後 | 前方、後方及び左右側方とする。           |

注<sup>a)</sup> カラーキャビネ版4面又は1600×1200ピクセル以上のサイズの電子画像データ（JPEGフォーマット）とする。

##### 5.3 携行工具・附属品・予備品

携行工具、附属品及び予備品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GW-D011001の5.3による。

##### 5.4 承認用図面等

契約の相手方は、2.2、2.4及び2.5について、契約後速やかに承認用図面及び色見本を作成し、担当官の承認を受ける。ただし、色見本の提出は、この車両の色見本提出の実績があり、かつ、塗料、塗装要領に変更がない場合は、提出を省略してもよい。

なお、作成及び提出の要領は、GLT-CG-Z000001の2.2及び箇条6による。

##### 5.5 技術資料

契約の相手方は、検査資料その他必要な技術資料を官側の要求によって、開示しなければならない。

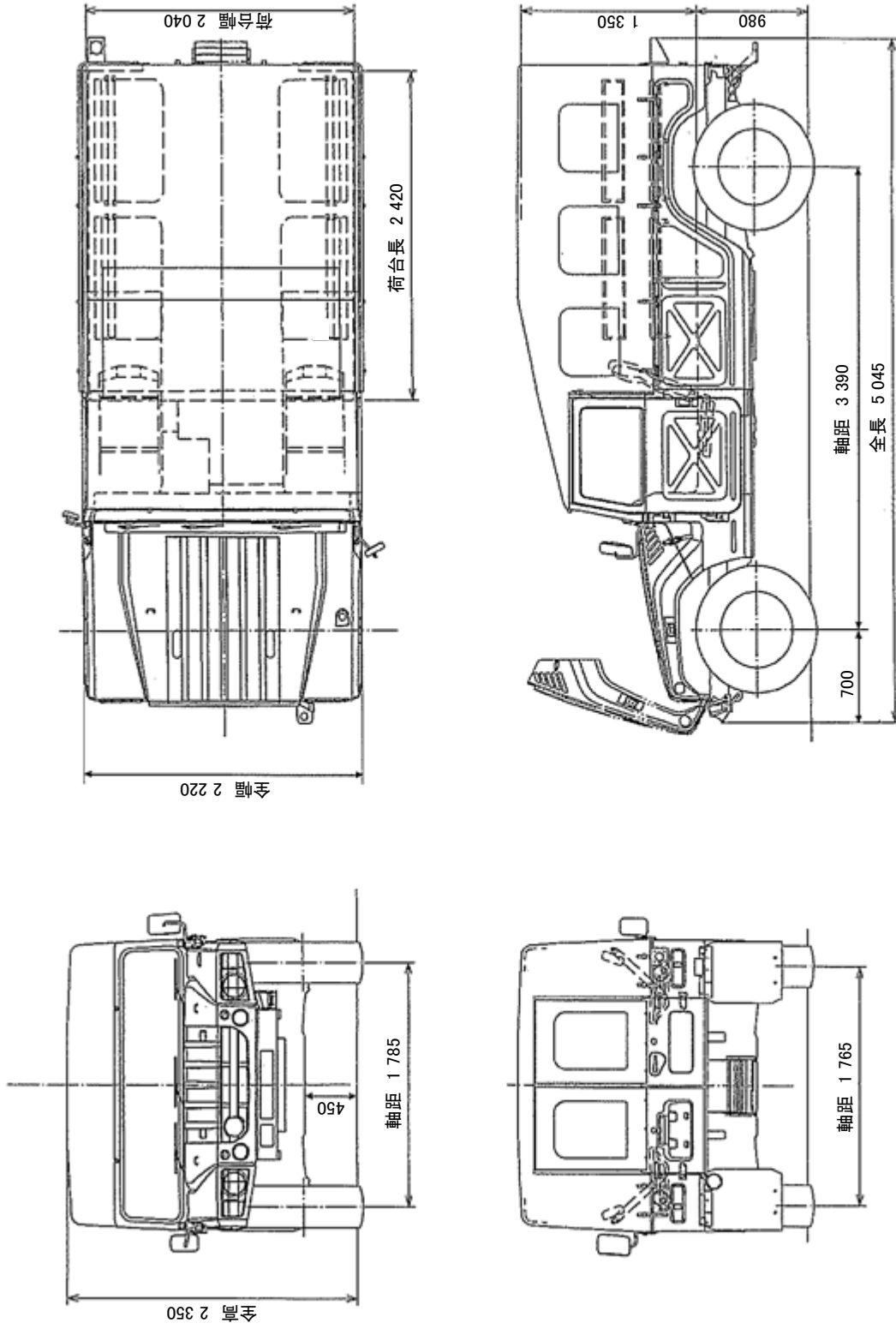
## 5.6 技術変更提案

契約の相手方は、技術変更する場合は、“技術変更提案の処理について（通達）”の別冊によって、契約担当官等に提出する。

## 5.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

単位 mm



注記 空車状態の寸法とする。

図 1—高機動車，中距離多目的誘導弾（射撃指揮装置用）